飯塚市告示第325号

飯塚市税の滞納者に対して行政処分に関する書類を発送したところ、住所又は居所不明の郵便物として返送されてきたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2および飯塚市税条例(平成18年条例第51号)第18条の規定により公示送達する。

なお、行政処分に関する書類は、飯塚市役所行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年11月25日

飯塚市長　　武　井　政　一

1	送達書類	行政処分に関する書類
2	送達者名	別紙のとおり(6件)
3	公示送達理由	居所不明
4	注意事項	地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなす。

公示送達書

令和8年11月25日

下記の書類は当市税務課に保管してありますので、いつでもお受け取りください。

送達を受ける者の住所	送達を受ける 者の氏名	調定番号	送達する 書類の名称
	山上　裕也	2486229	行政処分に関する書類
	山田　省吾	308001499	行政処分に関する書類
	佐藤　祐貴	1304526	行政処分に関する書類
	渡邊　一斗	400065439	行政処分に関する書類
	長島　浩二	100215619	行政処分に関する書類
	株式会社ＥＮＡＭＩ　ＥＮＴＥＲ　ＰＲＩＣＥ	100525430	行政処分に関する書類